

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

【基本方針】

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等の活動が組織的に行われることが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成 推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み
第2節 自主防災組織・ボラ ンティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連絡体制の確保
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の推進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献
	市、県、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減のに向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。
- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、居住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等のうち、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割が果たされることが期待できる。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、災害に対する地域連帯の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動を推進し、今後とも、災害時の活動マニュアル及び避難救護用資機材の整備並びに自主防災組織リーダーの育成等を行い、自主防災組織の一層の充実に努めるとともに、組織の運営等について指導する。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による

防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

ウ 防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、県など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

なお、県は、市が実施するネットワーク化の取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

ウ 災害ボランティアセンターとの連携体制の強化

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連絡体制の整備に努めるものとする。

2 地域の実情に応じた防災活動の実施

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画を作成し、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施

- ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
- ア 初期消火等の実施
 - イ 地域内の被害状況等の情報の収集
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 住民に対する避難情報の伝達
 - オ 集団避難の実施
 - カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

(資料)

- ・ 街頭消火器 …………… (附属資料 p. 38)
- ・ 可搬式動力ポンプ配置場所 …………… (附属資料 p. 43)

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、ボランティアの受入に必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。

イ 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請し、災害ボランティアセンターをしあわせ村（健康ふれあい交流館）に設置する。

ウ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、協力団体との意見交換に努め、平素からボランティア活動を行っている者などを中心とした会員名簿の整備を行うよう協力要請する。

エ 市は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座への参加

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターを確保するため、ボランティアコーディネーターの養成及び養成したボランティアコーディネーターに対するレベルアップ研修等の実施に努める。

また、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(資料)

- ・ 災害ボランティアセンター …………… (附属資料 p. 51)

第3節 企業防災の推進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策 3、4参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築す

るなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

【基本方針】

- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化とあわせ、県と連携を取りながら水系一貫した河川改修を推進する。
- 市の地域の海岸堤防は、臨海部の工場進出により、海に接する部分はないが、臨海部の工場用地等の護岸は、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風級の高潮に耐えるものとなっているものの、その後の経年変化等により機能低下も考えられるので調査を実施し、耐震性護岸の確立の推進について、県及び名古屋港管理組合と連携を図り、それらについての補修等が促進されるよう努める。
- 農地及び農業用施設等の災害を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	市	1(1) 河川維持修繕事業 1(2) 河川改良事業 1(3) 予想される水災の危険の周知等 1(4) 水災害連携の連絡会・協議会
第2節 雨水出水対策	市	1(1) 都市下水路事業 1(2) 公共下水道事業 1(3) 排水路整備事業
第3節 海岸防災対策	市	1(1) 大規模災害にも備えた対策の推進
第4節 浸水想定区域における対策	市	1(1) 雨水出水浸水想定区域の指定 2(1) 地域防災計画に定める事項 2(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 2(3) 市長の指示等 3 浸水区域内にある関係施設の所有者又は管理者における措置
第5節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・ 管理者・占有者、市	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 1(3) 各組織の連携方策の整備
	市、県	2(1) 浸水防止施設設置の促進 2(2) 浸水対策事業の集中的実施
第6節 農地防災対策	市	1(1) たん水防除事業等 1(2) ため池整備事業

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修を行い、

原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(2) 河川改良事業

二級河川、準用河川、砂防指定地内河川及び水路等について、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸の改良、堆積土砂の除去等を施行し、河道の整備を図る。

(3) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川うち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(4) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 水防協議会

県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場及び下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設又は改修に当っては、氾濫浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(資料)

- ・ 雨水ポンプ場 …………… (附属資料 p.35)
- (2) 排水路整備事業
排水路の断面不足等に伴い、水があふれることによる市街地の浸水及び冠水を防止するため、排水路の改良及び新設を実施する。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者は、開発事業者等に対し、管渠や貯留施設等の設置を促し、浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。

第3節 海岸防災対策

1 市における措置

大規模災害にも備えた対策の推進

護岸の改良及び補強並びに水門等の改築及び補修について、県及び名古屋港管理組合と連携し、激甚な大規模災害にも備えた対策が推進されるように努める。

第4節 浸水想定区域における対策

1 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置）

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に対して雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

2 浸水想定区域のある市町村における措置

(1) 地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）
 - (イ) 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）
 - (ロ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - (ハ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法
- (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布
- 浸水想定区域をその区域に含む場合は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
- また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市長の指示等
- 市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確

保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(資料)

- ・ 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設 …………… (附属資料 p. 17)
- ・ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 …………… (附属資料 p. 19)

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第5節 地下空間の浸水対策

1 地下空間（ビル地下室や地下鉄、地下街などの地下施設）の所有者・管理者・占有者、市にお

ける措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各関係機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の実態の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方策の整備に努める。

2 市及び県における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業、河川事業及び流域対策事業を連携して重点的な対策に努める。

第6節 農地防災対策

1 市における措置

(1) たん水防除事業等

流域の開発等立地条件の変化に対処するため、排水ポンプ、排水路等の農業用施設等の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

(2) ため池整備事業

農業用ため池の決壊等を防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

(資料)

- ・ 防災重点農業用ため池 …………… (附属資料 p. 21)
- ・ 農業用排水ポンプ場 …………… (附属資料 p. 35)
- ・ 農業用水門 …………… (附属資料 p. 36)

第3章 土砂災害等予防対策

【基本方針】

○ 県からの情報提供を地域防災計画に反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
○ 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。
○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、生活環境の保全形成を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
○ 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、県と連携を取りながら砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業及び地すべり対策事業を推進する。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市、県	適性かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害警戒区域等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	市	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知
第3節 砂防対策	県	1 総合的な土砂災害対策の推進
第4節 治山対策	市	1 山地治山事業及び保安林整備事業の推進
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	市	1(1) 連絡体制の確立 1(2) 施設管理者等に対する支援 1(3) 市長の指示等
	要配慮者施設	2(1) 計画の作成 2(2) 訓練の実施
第6節 宅地造成の規制誘導	市、県	1(1) 宅地造成工事規制区域 1(2) 造成宅地防災区域 1(3) 宅地危険個所の防災パトロール
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市、県	1(1) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 市及び県における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適性かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

(資料)

- ・急傾斜地崩壊危険区域 …………… (附属資料 p. 14)
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 …………… (附属資料 p. 14)
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 …………… (附属資料 p. 15)
- ・危険区域図 …………… (参考資料 図面2)

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を本市

へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を本市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ㊦ 特定の開発行為の制限
- ㊧ 建築物の構造規制による安全確保
- ㊨ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ㊦ がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ㊧ 標識等による住民への周知
- ㊨ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ㊩ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ㊪ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ㊦ 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ㊧ 標識等による住民への周知
- ㊨ 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより本市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画等において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。
- ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
 - イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - オ) 救助に関する事項
 - カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む場合は、地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方角を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第3節 土砂災害対策

1 市における措置

市は、人命保護の立場から土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

（資料）

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ……………（附属資料 p.14）

- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所 …………… (附属資料 p. 14)
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 …………… (附属資料 p. 15)
- ・ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 …………… (附属資料 p. 17)

第4節 治山対策

1 市における措置

市は、山地災害危険地区（台風や集中豪雨に伴う山腹の崩壊や、土砂の流出によって直接、人命、財産が大きな被害を受けることが予想される箇所）における被害を防止するため、県と連携を取りながら、山地治山事業及び保安林整備事業を推進するものとする。

（資 料）

- ・ 山地災害危険区域 …………… (附属資料 p. 20)

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 市における措置

(1) 連絡体制の確立

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定めら

れた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第6節 宅地造成の規制誘導

1 市及び県における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常のパトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市及び県における措置

(1) 相互支援体制の整備

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

【基本方針】

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督 1(2) 海上災害防止思想の普及 1(3) 船舶に対する警報等の周知 1(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立 1(5) 訓練の実施 1(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め
	市	2(1) 抽出油等防除資材等の整備・備蓄 2(2) 防災体制の強化
	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) 救出救助用資機材の整備 3(4) 警備艇の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化
第2節 航空災害対策	市	1 救急救助用資機材の整備
	県警察	2(1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備 2(2) 連絡体制の整備 2(3) 基礎資料の収集及び補正 2(4) 実践的な防災訓練の実施
第3節 鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 1(2) 保安設備の点検 1(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 1(4) 鉄道施設の防災構造化 1(5) 広報活動
	市、県、県警察	2 救急救助用資機材の整備
	市、県、県警察、中部運輸局	3(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 3(2) 防災体制の強化
第4節 道路災害対策	道路管理者	1(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1(2) 道路の防災対策
	市、道路管理者、県警察	2(1) 実践的な訓練の実施 2(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	市、県、県警察	3(1) 救急救助用資機材の整備 3(2) 道路利用者に対する情報伝達体制等の整備

第5節 危険物及び毒物劇物 等化学薬品類保安対 策	市、県	1(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 1(2) 危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化
	市	2 化学消防車等の整備
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	3(1) 事業所の自主点検体制の確立 3(2) 必要資機材の備蓄
第6節 高压ガス保安対策	市、事業者	1 災害防止技術の向上
第7節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部、県、名古屋市	1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備
	市	2 煙火の消費場所における立入検査・勧告等の措置
	火薬類の所有者・管理者・占有者	3 火薬類の安全な移転体制の確保

第1節 海上災害対策

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督

船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法（昭和8年（1933年）法律第11号）、港則法（昭和23年（1948年）法律第174号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年（1970年）法律第136号）等法令の遵守について指導監督する。

(2) 海上災害防止思想の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶に対する警報等の周知

気象・津波・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異状等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡視船艇の巡回等により船舶・臨海施設等に周知する。

(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。

(5) 訓練の実施

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

2 市における措置

(1) 抽出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

3 県警察における措置

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

名古屋海上保安部等関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 防災体制の強化

危険物の大量流出を想定し、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

(3) 救出救助用資機材の整備

潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備に努める。

(4) 警備艇の広域運用に必要な措置

警備艇の広域運用に必要な措置を講じる。

(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化

防除資機材の緊急輸送時は、関係機関との連絡体制の強化及び関係機関相互の有機的な連携を図る。

第2節 航空災害対策

1 市における措置

大規模航空災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

2 県警察における措置

(1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備

大規模航空災害を想定し、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう応急体制の整備に努める。

(2) 連絡体制の整備

大阪航空局中部空港事務所等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。

(3) 基礎資料の収集及び補正

大規模航空災害に備え、基礎資料の収集及び補正に努める。

(4) 実践的な防災訓練の実施

大規模航空災害を想定し、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

(資料)

- ・ 中部国際空港消防相互応援協定 …………… (参考資料 p.46)

第3節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 市、県及び県警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

3 市、県、県警察及び中部運輸局における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市、県、県警察及び中部運輸局は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

市、県、県警察及び中部運輸局は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第4節 道路災害対策

1 道路管理者における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

2 市、道路管理者及び県警察における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 市、県及び県警察における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市及び県における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査を実施する。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

2 市における措置

化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所と相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第6節 高圧ガス保安対策

1 市及び事業者における措置

市内には多種多様な高圧ガスが多量に取扱われており、その危険度は極めて大きく、大量に貯蔵及び消費している事業所において事故が発生すれば、周辺住宅地域に被害を及ぼす恐れがある。このため、従来から高圧ガス保安法（昭和26年（1951年）法律第204号）等により法的基準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備及び充実に努めてきている。

高圧ガス製造施設の被害を最小限に抑止し、周辺住宅地域に被害を及ぼさないよう次の事項の対策を推進する。

- (1) 各事業所における高圧ガス製造施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないようにする。
- (2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。
- (3) 高圧ガス製造設備の緊急停止や円滑な防災活動に必要な対策を実施する。

ア 高圧ガス製造施設の対策

㊦ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。また、遠隔操作ができる構造とする。

㊧ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、手すり等を設ける。

㊨ 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

イ 防災活動対策

漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。また、緊急操作及び防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第7節 火薬類保安対策

1 中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市における措置

中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱の指導
- エ 安全管理運動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設又は貯蔵所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 防災訓練等の実施
- ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

2 市における措置

市は、煙火の消費場所における立入検査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

3 火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫等から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

第5章 建築物等の安全化

【基本方針】

○ 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	市、県	1(1) 防災思想の普及 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 防火・消防施設等の設置
第4節 防災建造物整備対策	市、学校等管理者	1(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 1(3) 危険物の災害予防

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

道路管理者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれの大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

なお、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面

改良等を実施する

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 港湾

(1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県内に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 市、県及び施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 電力

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物

による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起しそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法（昭和29年（1954年）法律第51号）等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火

災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を整備する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等を予め調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼動可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化し

ておく。

4 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化を進める。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

5 上水道

水道（用水供給）事業者等は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

配水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれがある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げるなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、拠点避難所等の受水槽に緊急遮断弁を設置する。

(資料)

- ・ 緊急遮断弁設置受水槽 …………… (附属資料 p. 57)

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

6 下水道

下水道管理者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の安全構造化
主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) 災害対策用資機材の確保
可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- (3) 自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第3節 文化財保護対策

1 市及び県における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高めるため、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
所有者及び管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理及び保護について指導及び助言を行う
- (3) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備等の消防設備の設置を促進する。

2 平常時からの対策（市及び県における対策）

- (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災意識の普及を図るために「文化財の防災手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

1 市、学校等管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設及び設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全が確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

【基本方針】

○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画	市	1(1) 土地区画整理事業 1(2) 街路の整備 1(3) 都市公園整備事業
第2節 防災街区等整備対策	市	1(1) 防火地域、準防火地域の指定
	県	2(1) 宅地造成等の規制
	市、県	3(1) 市街地再開発事業
第3節 建築物の不燃化の促進	市、県	1(1) 建築物の防火規制 1(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進
第4節 防災空間の整備拡大	市、県	1(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 1(2) 樹林地の保全 1(3) 都市公園の整備

第1節 都市計画

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市及び県は、「県広域緑地計画」及び「東海市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の整備を進めていく。

(資料)

- ・ 土地区画整理事業の現況 …………… (附属資料 p.24)

(2) 街路の整備

街路は、災害時における防火帯及び消火救護活動並びに緊急輸送の動脈として重要な施設であるので、幅員、構造等は防災の目的に配慮して計画する。

(3) 都市公園整備事業

公園、緑地、広場等も街路とともに重要な防災施設である。災害時の避難場所として、また、火災発生時には防火帯及び応急救護活動の拠点として活用できるので、都市防災の観点から適正な公園・緑地の規模及び配置に注意し、拡充整備を図る。

第2節 防災街区等整備対策

1 市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、商業地など都市の中心的な場所の地域を防火地域に、

また、防火地域周辺の地域等は準防火地域として必要な規制を行う。

2 県における措置

(1) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域については、知事が指定し、必要な規制を行う。

3 市及び県における措置

(1) 市街地再開発事業

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用で都市機能の更新を図る。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市及び県における措置

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域又は準防火地域の指定

火災が起きた場合、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域及び準防火地域の指定がされている。

これら防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

これらにより、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

イ 建築物の不燃対策

屋根及び外壁の不燃対策については、県において、都市計画区域の全域が指定されている。したがって、本市の場合、市の区域の全体が対象区域のため、延焼防止対策の促進に努める。

ウ 延焼防止対策

(ア) 屋根を不燃材料で葺く

(イ) 外壁で延焼のおそれのある部分の構造を土塗壁又は延焼防止に有効な構造とする。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の高い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図る。

第4節 防災空間の整備拡大

1 市及び県における措置

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市及び県は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市及び県は、「県広域緑地計画」及び「東海市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の整備を進めていく。

(2) 樹林地の保全

都市内に残された樹林地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する樹林地は、条例に基づく保全地区に指定し、積極的に保全していく。

(3) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っていることから、都市公園の整備を積極的に推進していく。

(資 料)

- ・ 公園等の現況 …………… (附属資料 p. 25)
- ・ オープンスペース …………… (附属資料 p. 59)

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

【基本方針】

○ 風水害等災害発生時における応急対策活動を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備及び 災害用資機材の整備	市、県、防災関係機 関	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 1 (3) 公的機関の業務継続性の確保 1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1 (5) 人材の育成等 1 (6) 防災中枢機能の充実 1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 1 (12) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプ ターを用いた活動体制の整備 5 情報の収集・連絡体制の整備 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 11 罹災証明書の発行体制の整備
	消防機関	2 消防施設、設備の整備及び改善並びに性能 調査
	水防機関	3 水防倉庫を整備改善及び点検
	市	4 気象等情報収集の整備等

防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害用災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、すべての拠点避難所及び予備拠点避難所において、建築物の整備、及び災害対策用の破壊器具・救助器具等の資機材の防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わるものに高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

なお、災害が長期化した場合に備え、災害対策本部を設置する市庁舎の非常用発電施設の整備を図るものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、災害時に地域における防災活動の担い手として中核を担う消防団の活動拠点施設の整備に努めていく。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食糧等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に

取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低72時間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化の整備

に努める。

(11) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

(12) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

2 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利施設、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備及び改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、梯子車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(資料)

- ・ 消防本部・消防団保有消防力 …………… (附属資料 p. 37)
- ・ 消防団詰所 …………… (附属資料 p. 37)
- ・ 消防水利の現況 …………… (附属資料 p. 37)
- ・ 化学消火薬剤備蓄状況 …………… (附属資料 p. 38)
- ・ 消防団詰所防災資機材 …………… (附属資料 p. 38)

3 水防機関における措置

危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善し、及び点検する。

4 気象等情報収集の整備等

気象、水象等の自然現象に関する情報の収集は、防災対策上極めて重要であり、これらの情報は、庁舎敷地内に設置されているアメダス情報及び本市の気象予報が得られる気象情報システム、県防災行政用無線ファックスあるいは報道機関の報道により収集し、防災体制の即応性の強化、充実を図る。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等にお

いて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 防災情報システムの整備

市、県及び他の市町村並びに防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

オ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(資料)

- ・ 地域防災無線 …………… (附属資料 p. 26)
- ・ 県防災行政用無線 …………… (附属資料 p. 29)

- ・ 消防用無線 …………… (附属資料 p. 29)
- ・ 防災相互通信用無線 …………… (附属資料 p. 30)

6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(資料)

- ・ 消防本部・消防団保有消防力 …………… (附属資料 p. 37)
- ・ 防災用備蓄資機材等 …………… (附属資料 p. 39)

7 道路河川等の復旧に係る施設・設備等

防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設を整備改善し、及び点検する。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年（2018年）3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市、県及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

11 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

（資料）

- ・ 災害時における家屋被害認定業務に関する協定 …………… （参考資料 p. 73）

第8章 避難行動の促進対策

【基本方針】

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備
	県	2 判断基準の設定に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要な施設の管理者	1(1) 避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市、県、名古屋地方気象台	1(1) 緊急避難場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が

速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所、一時避難場所及び津波一時避難ビルを選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市は、市民の生命及び身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2平方メートル以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2パーセント未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、原則として純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5パーセント程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れているところとする。

キ 地区分けをする場合においては、小学校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川

等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

(3) 津波一時避難ビルの指定

市は、市内に津波・高潮等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民が緊急に一時避難し使用できる施設について津波一時避難ビルとして指定する。

なお、津波一時避難ビルは、津波避難対象地域周辺に存在する建物で市が避難施設と認定した施設を協定締結に基づき指定する。

(資料)

- ・ 広域避難場所 …………… (附属資料 p. 48)
- ・ 一時避難場所 …………… (附属資料 p. 49)
- ・ 津波一時避難ビル …………… (附属資料 p. 50)

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路は、おおむね8～10メートルの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

- ㊦ 気象予警報及び気象情報
- ㊧ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- ㊨ 海岸の水位情報

（エ） 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

（ア） 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

（イ） 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

（ウ） 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等、急傾斜地崩壊危険地区等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

（ア） 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

（イ） 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設

定し、土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画

避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア） 給水措置

（イ） 給食措置

（ウ） 毛布及び寝具等の支給

（エ） 衣料、日用必需品の支給

（オ） 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

（ア） 緊急避難場所や避難所の秩序保持

（イ） 避難者に対する災害情報の伝達

（ウ） 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ） 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア） 広報車による広報

（イ） 避難誘導員による現地広報

（ウ） 自主防災組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の注意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に注意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することより避難の万全を期す。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、

地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

なお、具体的に定めるに内容については、第2章第4節及び第3章第2節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置
(3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険区域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・チラシ等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在地
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。)
- ・洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきているこ

となどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

- ・市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップ等の作成に当たっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

【基本方針】

- 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年（1994年）愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。
また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年（2020年）における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。
また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 福祉避難所の整備 1(6) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2(1) 社会福祉施設等における対策 2(2) 在宅の要配慮者対策 2(3) 避難行動要支援者対策 2(4) 外国人等に対する防災対策 2(5) 生活物資等の整備 2(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 2(7) 災害ケースマネジメント 3(1) 名簿の作成目的 3(2) 名簿に記載する者の範囲 3(3) 避難支援等関係者 3(4) 名簿情報の提供先 3(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 3(6) 名簿の更新に関する事項

		3(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 3(8) 避難支援等関係者の安全確保
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を超えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 指定する避難所は、短期収容する一時避難所と、短期及び長期収容する拠点避難所及び予備拠点避難所とに区分する。ただし、一時避難所の管理・運営については、自主防災組織とする。

また、指定した避難所に避難者全てを収容できない場合に備えて、避難所以外の公共施設を避難可能箇所として指定する。

エ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

(注) 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2 m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(資料)

- ・ 拠点避難所 …………… (附属資料 p. 45)
- ・ 予備拠点避難所 …………… (附属資料 p. 46)
- ・ 一時避難所 …………… (附属資料 p. 46)
- ・ 避難可能箇所 …………… (附属資料 p. 46)

- ・ 福祉避難所 …………… (附属資料 p. 51)
- ・ 災害時における宿泊施設等の利用に関する協定 …………… (参考資料 p. 104)

第2節 要配慮者支援対策

1 要配慮者の把握

災害発生の予防又は災害拡大の防止のため、要配慮者の情報の把握に努め、防災上必要な措置を講ずる。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

近年の急速な高齢化や国際化、さらにはライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、近隣施設間、周辺住民によるボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

なお、入所施設及びグループホームにあつては、夜間、休日等の場合にも対応できるよう要配慮者の安全確保を第一に整備を行うものとする。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、施設内部や施設周辺のバリアフリー化に努めるものとする。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、市役所及び消防本部への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。また、施設入所者等の情報（緊急連絡先家族構成、日常生活自立度等）について整理保管する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、災害発生時にライフラインの途絶等の事態が予測されるので、3日分程度の飲料水、食糧や生活必需品及び医薬品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 避難行動要支援者等の状況把握

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。また、あらかじめ自主防災組織、民生委員・児童委員など、地域の福祉関係者と連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーに十分配慮することとする。

イ 緊急警報システム等の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、自主防災組織等の協力を得て地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

ウ 応援協力体制の整備

市は、被災時の避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等と応援協力体制の確立に努める。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

㉞ 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

㉟ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

㊱ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

㊲ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を定める。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について範囲を定める。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意志確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

㉞ 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他

の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用い

るなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の実施

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 生活物資等の整備

市は、乳幼児及び高齢者などに配慮した食糧及び生活必需品の備蓄を推進するものとする。

(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

㊦ 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

㊧ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

㊨ 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

㊩ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

㊦ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(7) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿の作成目的

避難行動要支援者に対して、指定避難場所等の安全な場所へと避難させるための情報の基礎とするため、名簿を作成する。

(2) 名簿に記載する者の範囲

ア 障害、要介護等の状態区分が下表に該当する場合

区分	範囲
身体障がい者	総合等級での判断ではなく、個別障害の等級とする。 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（上肢・下肢） 1～2級 肢体不自由（体幹） 1～3級 内部障害（呼吸器） 1級
知的障がい者	A判定
精神障がい者	1級
要介護高齢者	要介護度3～5
難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年（2014年）法律第50号）第5条第1項に指定する支給認定を受けた指定難病の患者で、障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年（2005年）法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用しているもの

イ 避難支援関係者（地域住民等）が避難行動要支援者と判断した場合

ウ 要配慮者本人が支援を申し出た場合

(3) 避難支援等関係者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個々の避難行動要支援者の避難支援等

の実施に携わる者をいう。

(4) 名簿情報の提供先

平常時には、避難支援等関係者のうち、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報の外部提供について同意を得られた者の名簿を提供する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難支援等関係者のほか、派遣された自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体等に対し、名簿情報を提供することができ、この場合、名簿情報を外部提供することについて本人の同意を得ることを要しないものとする。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の集約に努める。

イ 市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、愛知県知事その他関係する者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(6) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者等の状況は常に変化するため、避難行動要支援者に該当する者を把握し、名簿情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努める。

ア 名簿に記載する範囲に該当する者を名簿に掲載するとともに、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

イ 新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

ウ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、「東海市情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ウ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - エ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - オ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
 - カ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - キ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - ク 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - ケ 市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で、要配慮者の個人情報を市の内部で利用する。
- (8) 避難支援等関係者の安全確保

地域に対し、避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たり、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知するよう説明する。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、名簿制度の活用や意義等についての理解を求める。また、災害時には避難行動要支援者を避難支援等関係者等が全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることについて理解を求める。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、

これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

【基本方針】

- 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	市、県	1(1) 応援要請手続きの整備 1(2) 応援協定の締結等 1(3) 受援体制の整備
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	県内広域消防相互応援協定
	県警察	警察災害派遣隊等
第3節 支援助物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	市、県	防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情

報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(資料)

締結中の協定については参考資料を参照

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 市における措置

県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

- (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌

き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他の防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国（国土交通省）は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

【基本方針】

- 市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市、国及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市、県	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合防災訓練 1(3) 地域防災訓練 1(4) 広域応援訓練 1(5) 防災訓練の指導協力 1(6) 訓練の検証 1(7) 図上訓練等
	市、県、各学校管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、県警察、名古屋地方気象台	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 家庭内備蓄等の推進 1(4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	市、県、各学校管理者	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技術の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	市	2 防災教育の実施
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

市は、県や国等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするるとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り

込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

㊦ 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

㊧ 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する

(2) 総合防災訓練

市は、小学校区を単位とした自主防災組織との共催により、防災関係機関等の協力を求め、大規模な災害に備えての総合防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

また、訓練のための交通規制については、東海警察署と十分協議し、実際に道路を使用した訓練も適宜実施する。

ア 風水害想定

実戦即応の巡視、観測、警戒、通信連絡、応援、避難、退去、決壊措置、水防工法等の各般にわたる風水害を想定した総合的水防訓練を実施する。

(資料)

- ・ 訓練時における交通規制標示 …………… (附属資料 p. 65)

(3) 地域防災訓練

コミュニティ又は町内会・自治会を単位とした自主防災組織が、避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を、防災資機材を活用して実施する。

(4) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(5) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 市、県及び各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配備状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正及び整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市、県、県警察及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 正確な情報の入手
- ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- オ 警報等や避難情報の意味と内容
- カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- コ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

る。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市、県及び各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技術の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

ア 通学路の設定等

(ア) 通学路については、東海警察署、知多建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、校区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検及び整備を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するな

どしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を熟知しておく。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

(1) 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会をえて防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部署において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等の連携を図るなど防災に関する専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

(2) 地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

【基本方針】

- 災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、その効率的推進を図るよう努める。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	市、県	1(1) 危険地域の把握 1(1) 危険地区の被害想定

防災に関する調査研究の推進

1 市及び県における措置

重点をおくべき調査研究事項は、次のとおりとする

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう、かつ、調査の促進が必要とされる危険区域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果及び過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市における措置

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、小学校区（コミュニティ）単位、町内会・自治会単位、自主防災組織単位等でのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

3 調査研究結果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配付し、防災意識の高揚を図る。